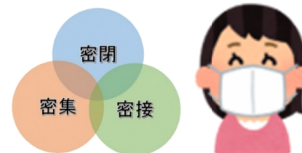


県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまへ

東部地区に発令されていた鳥取県版

新型コロナ警報は注意報へ移行しました。



お願い

鳥取県版「新型コロナ警報」が東部地区に発令されていましたが、11月14日から注意報へ移行しました。なお、西部地区の注意報も引き続き発令されています。

東京など県外との往来、会食、親しい間柄などで新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています。自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことを念頭に行動をしましょう。親しい間柄であっても、「三つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、人と人との感染防止距離（概ね2m）を取る、距離が取れない場合のマスク着用、こまめな手洗い等の感染予防を徹底していただくとともに、スマートフォンに厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」やイベント会場等での「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」などの活用をお願いします。県のウェブページなどから正確な情報を確認いただくなど不確かな情報に惑わされることなく引き続き冷静な行動をしてください。

感染症は、誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。



(COCOA)

今後さらに寒い時期をむかえますが、学校でも換気等の予防対策を引き続き徹底しますので、登校時の服装へご留意いただくとともに、ご家庭での健康観察の継続、手洗いの徹底や会話時のマスクの着用等をお願いします。日頃の健康観察は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザ予防の視点でも有効です。毎朝検温し、発熱等の風邪症状、においや味の異常がある場合は、無理な登校や外出は控えるなど、感染防止対策の徹底にご理解・ご協力をお願いします。併せて、感染を疑う場合やPCR検査等を受けられる場合は、学校へもお知らせください。

新型コロナウイルス感染症に関する県内の相談窓口

令和2年11月1日から、発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医に連絡する体制となりました。

倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず事前にかかりつけ医に連絡しましょう。受診の際は、事前に受診方法等を確認するとともに、マスクを着用し、できるだけ公共交通機関の利用を避けて受診いただくようお願いします。

また、かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は、「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間	受診相談センター連絡先		
9:00～17:15 ※土日祝日含む ※年末年始(12/29～1/3)を除く	(電話) 0120-567-492 コロナ・至急に		
	(ファクシミリ) 0857-50-1033		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	(電話) 0857-22-8111	(電話) 0858-23-3135	(電話) 0859-31-0029



陽性者と接触歴があるかたや接触した可能性があるなどのご心配な場合は、各地区の保健所（接触者等相談センター）にご相談ください。

地区	電話 (8:30～17:15)	ファクシミリ (平日 8:30～17:15)
東部 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625	0857-20-3962
中部 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
西部 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

【学校教育に関する相談窓口】（受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分）

鳥取県教育委員会事務局体育保健課 0857-26-7527